京都地方税機構規約の変更について

1. 変更内容

- (1) 平成 28 年度税制改正による、地方法人特別税及び自動車取得税の廃止、自動車税並 びに軽自動車税の環境性能割及び種別割の導入による変更(第4条第1号、同条第2号)
- (2) 平成31年度税制改正による、特別法人事業税の創設による変更(第4条第1号)
- (3) 京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税の償却資産に係る申告書等の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査等の事務を追加(第4条第3号)

<市町村の負担金> (別表(第17条関係))

基本負担額	市町村負担金額の100分の5
人口割額	市町村負担金額の 100 分の 47.5
納税義務者数割額	市町村負担金額の 100 分の 47.5 の 6 分の 5
調定金額相当額割額	市町村負担金額の 100 分の 47.5 の 6 分の 1

2. 施行期日

- 1. (1)(2) 令和元年10月1日
- 1.- (3) 総務大臣の許可の日

【参考】償却資産に係る課税事務の共同化の概略

1	プレ申告書送付	移管
2	申告書受付	一部移管(窓口での受付は市)
3	課税データ作成	移管
4	土地・家屋の課税データと合算	
5	賦課決定	
6	未申告者調査	移管
7	課税客体の調査	移管

※税機構へ移管する事務は税機構内に設置される(仮称)償却資産申告センターが実施